

融資制度のご案内

- ・ 小規模企業等振興資金（振・振小） . . . 2 ページ
- ・ 豊田市商工業者事業資金（マルトヨ） . . . 3 ページ
- ・ 信用保証料補助制度 . . . 5 ページ
- ・ 取扱金融機関一覧 . . . 8 ページ



豊田市産業部 産業振興課

電話（０５６５）３４－６６４２

令和７年４月１日

小規模企業等振興資金

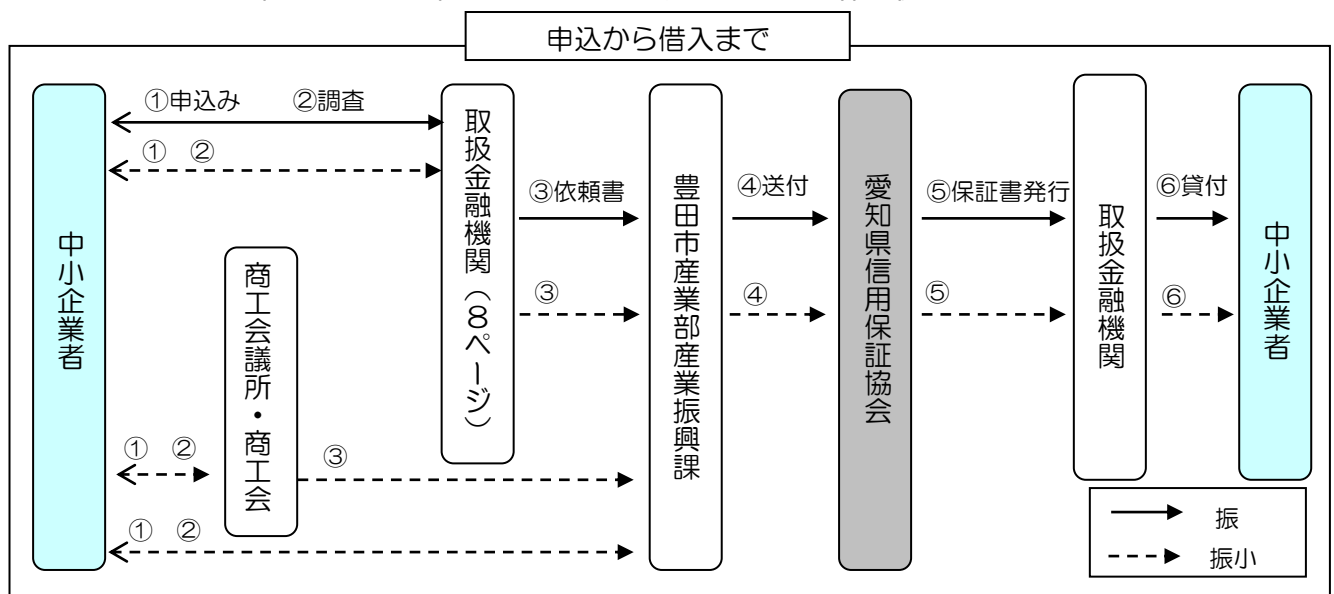
制度名		小規模企業等振興資金			
		通常資金		小口資金	
略称		振（シン）		振小（シンショウ）	
対象		従業員 50 人以下（商業・サービス業は 30 人）の個人、会社、医療法人、企業組合 等		従業員 20 人以下（商業・サービス業は 5 人）の個人、会社、医療法人等、企業組合 等	
		申込以前から適法に事業を営んでいること。			
		税の滞納がないこと。			
		現に手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。			
		県信用保証協会の保証対象資格を有すること。			
融資限度額		5,000 万		2,000 万*1	
*2 貸付利率	3 年	運転・設備 資 金	1. 5%	運転・設備 資 金	1. 3%
	5 年		1. 6%		1. 4%
	7 年		1. 7%		1. 5%
	10 年	設備資金	1. 8%	設備資金	1. 6%
担保		原則、要さない			
連帯保証人		原則、法人代表者以外要さない			
返済方法		据置 1 年以内の分割返済			
保証料率		1. 0 5 %*3		1. 1 4 %*3	
責任共有		対象		対象外	

*1…信用保証協会の保証付き融資の合計残高

*2…利率は令和 7 年 4 月 1 日現在のもので変更される場合があります。

*3…区分 5 の場合の率。「CRD」に基づき 1～9 の区分を適用する（3 ページ参照）。

* 豊田市に主たる事業所がある事業者は、豊田市を經由して信用保証協会へ提出する。



運 転 資 金 と は

商品の仕入れに。材料の仕入れに。買掛金や手形の決済に。給与・ボーナスの支払いに。

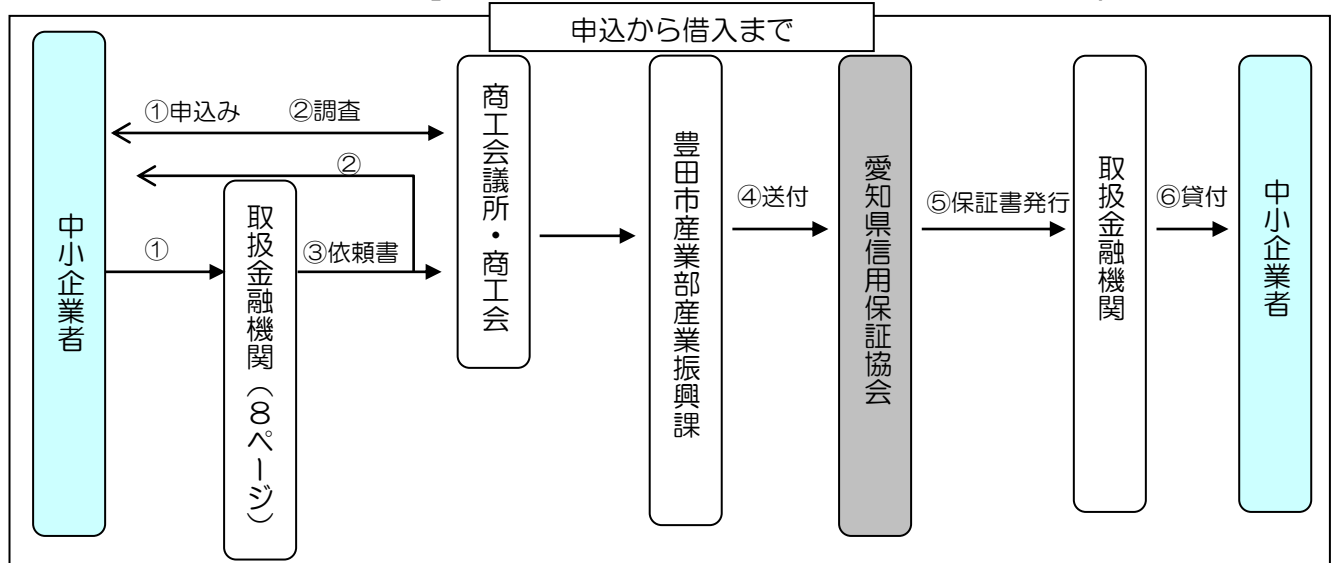
豊田市商工業者事業資金

制度名	豊田市商工業者事業資金		
略称	マルトヨ		
対象	従業員 20 人以下（商業・サービス業は 5 人）の個人、会社、医療法人等、企業組合 等		
	市内で、6 ヶ月以上適法に営業していること。 （市内に住所を有し、市内での資金に限る）		
	市税の滞納がないこと。		
	現に手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。		
	県信用保証協会の保証対象資格を有すること。		
融資限度額	2,000 万 *1		
貸付利率 *2	3 年	運転・設備 資 金	1. 2%
	5 年		1. 3%
	7 年		1. 4%
	10 年	設備資金	1. 5%
担保	原則、要さない		
連帯保証人	原則、法人代表者以外要さない		
返済方法	据置 1 年以内の分割返済		
保証料率	1. 35% *3		
責任共有	対象外		

*1…信用保証協会の保証付き融資の合計残高

*2…利率は令和 7 年 4 月 1 日現在のもので変更される場合があります。

*3…区分 5 の場合の率。「CRD」に基づき 1～9 の区分を適用する（3 ページ参照）。



設 備 資 金 と は

工場・店舗などの建築・改築に。機械・車両などの購入に。什器・備品の更新に。

信用保証料率

中小企業信用リスク情報データベース「CRD」の評価結果に基づき1～9のいずれかの区分の保証料率となります。

○小規模企業等振興資金（通常資金「振」）（単位：年率％）

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
率	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38

○小規模企業等振興資金（小口資金「振小」）（単位：年率％）

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
率	1.83	1.65	1.49	1.34	1.14	0.94	0.78	0.62	0.46

○豊田市商工業者事業資金「マルトコ」（単位：年率％）

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

信用保証委託申込みに必要な書類

	No.	提出書類
共通書類	1	信用保証委託申込書※従業員数0の場合必ず0と記入・保証人等明細
	2	信用保証依頼書（金融機関受付の場合、金融機関にて作成）
	3	個人情報の取扱いに関する同意書
	4	申込人（企業）概要 ※前回利用時に保証協会へ提出済みで変更がない場合、省略可
	5	役員名簿（役員の役職・氏名・住所・生年月日がわかるもの） ※個人事業主の場合は不要 ※役員名簿に記載が必要な役員（取締役・会計参与・監査役・執行役・会計監査人（全て非常勤含む））
	6	印鑑証明書（申込人及び保証人について各1通必要） ※写し可 ※最近3か月以内に発行したもの ※前回利用時に保証協会へ提出済みで変更がない場合、省略可
	7	市税の納税証明書 ※写し可 ※最近3か月以内に発行したもの ※「市税に係る滞納はありません」と明記の完納証明
	8	国税、県税の納税証明書 ※写し可 ※金融機関において納付が確認できれば省略可（信用保証委託申込書の納税状況確認欄にチェックを入れること）
	9	確定申告書（決算書）の写し（直近2期分） ※前回利用時に保証協会へ提出済みの場合、省略可
	10	残高試算表（決算期から6か月以上経過している場合） ※作成していない場合は、次期決算の見込み（売上・利益）を依頼書の金融機関所見に記入
法人の場合	11	商業登記簿謄本（写）※最近3か月以内に発行したもの ・定款（写） ※前回利用時に保証協会へ提出済みで変更がない場合、省略可
設備資金の場合	12	見積書の写し
	13	契約書等の写し（不動産の購入資金等の場合）
	14	建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合）
許認可事業の場合	15	許認可証等の写し（事業上必要な場合（有効期間内のもの）） ※前回提出済みの場合、省略可
新規申込の場合	16	営業実態調査書

いずれも、設備が豊田市内で運用されていることがわかるもの

※ 以上のほかにも書類を求める場合があります。

信用保証料補助制度

信用保証付き融資にかかる信用保証料の補助を下記のとおり実施しています。

- 1 補助の対象となる方（次の条件を全て満たす方に限ります）
 - ①市内に住所（法人は本店の所在地）及び事業所を有すること。
 - ②市内において融資の申込みをしていること。
 - ③**指定の取扱金融機関から借入れを実行していること。**
 - ④市内において決定融資の運用をすること。
 - ⑤市税の滞納がないこと。
 - ⑥愛知県信用保証協会の保証決定を受けていること。
 - ⑦暴力団でないこと。
 - ⑧暴力団員が役員となっていないこと。
 - ⑨暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- 2 対象及び必要書類（◎の書類は市HPからダウンロードできます）

	対象融資制度名	補助上限額・補助率	申請に必要な書類
通常	・小規模企業等振興資金 【略称：振、振小】	1 申請につき、 補助金額50万円 補助率 75%以内 (千円未満切捨て)	◎ 補助金交付申請書及び実績報告書 (取扱金融機関の証明付き) ・ 信用保証料一括払いを証明する書類（写） ・ 信用保証書（写） ・ 借換えをしている場合はその証明書類 (約定利息を含まない元金がわかるもの) ◎ 役員名簿（役員の役職、氏名、生年月日、住所が記載されたもの）＊ ◎ 委任状（補助事業者が信用保証料補助申請を金融機関に委任する場合）
	・豊田市商工業者事業資金 【略称：マルトヨ】	※豊田市SDGs認証事業者は100%以内 (千円未満切捨て)	

＊ 融資申込時から変更がある場合は提出

- 3 申請期限
融資実行日から14日以内に申請してください。（融資実行日を含む。）
- 4 信用保証料補助の対象となる資金
事業上の運転資金・設備資金が対象となり、借換え用資金は対象外になります。
- 5 補助金返還請求
豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合、豊田市信用保証料補助金交付要綱第12条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金は返還していただきます。

【環 創】 信 用 保 証 料 補 助 制 度

信用保証付き融資にかかる信用保証料の補助を下記のとおり実施しています。

- 1 補助の対象となる方（次の条件を全て満たす方に限ります）
 - ①市内に住所（法人は本店の所在地）及び事業所を有すること。
 - ②市内において環創の融資の申込みをしていること。
 - ③**指定の取扱金融機関から借入れを実行していること。**
 - ④市内において決定融資の運用をすること。
 - ⑤市税の滞納がないこと。
 - ⑥愛知県信用保証協会の保証決定を受けていること。
 - ⑦暴力団でないこと。
 - ⑧暴力団員が役員となっていないこと。
 - ⑨暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

- 2 対象及び必要書類（◎の書類は市ＨＰからダウンロードできます）

	対象融資制度名	補助上限額・補助率	申請に必要な書類
環 創	経済環境適応資金 創業等支援資金 【略称：環創、環創再、 環創SSS】	1 申請につき、 補助金額50万円 補助率 7 5 %以内 (千円未満切捨て)	◎ 補助金交付申請書及び実績報告書【環創】 （取扱金融機関の証明、豊田商工会議所又は商 工会による推薦を受けたもの） ・ 信用保証料一括払いを証明する書類（写） ・ 信用保証書（写） ・ 借換えをしている場合はその証明書類 （約定利息を含まない元金わかるもの） ◎ 役員名簿（役員の役職、氏名、生年月日、住所 が記載されたもの）＊ ◎ 委任状 2 種（補助事業者が信用保証料補助申 請を金融機関に委任する場合及び商工会議 所又は商工会に委任する場合） ・ 創業計画書（写）
申請 の 流 れ	<pre> graph LR A[取扱金融機関] -- "①信用保証料支払い証明、申込み" --> B[・ 商工会 商工会議所] B -.- "②現地調査" -.-> C[事業者] B -- "③市への推薦、書類の提出" --> D[産業振興課] </pre>		

＊ 法人の場合に必要。

- 3 申請期限
環創の実行後、申請者が豊田市内で事業を営んでいることが確認できるようになった日から起算して 1 4 日以内に申請してください。（融資実行日を含む）
- 4 信用保証料補助の対象となる資金
事業上の運転資金・設備資金が対象となり、借換え用資金は対象外になります。
- 5 補助金返還請求
豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合、豊田市信用保証料補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金は返還していただきます。

【事業承継】信用保証料補助制度

信用保証付き融資にかかる信用保証料の補助を下記のとおり実施しています。

- 1 補助の対象となる方（次の条件を全て満たす方に限ります）
 - ①市内に住所（法人は本店の所在地）及び事業所を有すること。
 - ②市内において融資の申込みをしていること。
 - ③**指定の取扱金融機関から借入れを実行していること。**
 - ④市内において決定融資の運用をすること。
 - ⑤市税の滞納がないこと。
 - ⑥愛知県信用保証協会の保証決定を受けていること。
 - ⑦暴力団でないこと。
 - ⑧暴力団員が役員となっていないこと。
 - ⑨暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

- 2 対象及び必要書類（◎の書類は市HPからダウンロードできます）

	対象融資制度名	補助上限額・補助率	申請に必要な書類
事業承継	経済環境適応資金	1 申請につき、 補助金額50万円	◎ 補助金交付申請書及び実績報告書【事業承継】（取扱金融機関の証明付き） ・ 信用保証料一括払いを証明する書類（写） ・ 信用保証書（写） ・ 借換えをしている場合はその証明書類（約定利息を含まない元金がかかるもの） ◎ 役員名簿（役員の役職、氏名、生年月日、住所が記載されたもの）＊1 ◎ 委任状（補助事業者が信用保証料補助申請を金融機関に委任する場合） ・ 法人登記簿謄本（写）＊1＊2 ・ 事業承継計画書（写）
	事業承継資金 【略称：環承経、環承経準、 環承経特、環承経特準、 環承借換、環承特】	補助率 75%以内 （千円未満切捨て） ※ 豊田市SDGs認証事業者は100%以内 （千円未満切捨て）	

＊ 1 法人の場合に必要。

＊ 2 最近3ヶ月間以内に発行したものを添付してください。

- 3 申請期限
融資実行日から14日以内に申請してください。（融資実行日を含む。）

- 4 信用保証料補助の対象となる資金
事業上の運転資金・設備資金が対象となり、借換え用資金は対象外になります。

- 5 補助金返還請求
豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合、豊田市信用保証料補助金交付要綱第12条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金は返還していただきます。

取 り 扱 い 金 融 機 関	
三菱ＵＦＪ銀行	大垣共立銀行
三井住友銀行	岡崎信用金庫
十六銀行	碧海信用金庫
三十三銀行	百五銀行
あいち銀行	豊田信用金庫
名古屋銀行	瀬戸信用金庫

豊 田 商 工 会 議 所	
中小企業相談所(本所内)	３２－４５９３
北支所	４５－１２１２
南支所	２１－００１９

商 工 会	
旭商工会	６８－２６２０
足助商工会	６２－０４８０
稲武商工会	８２－２６４０
小原商工会	６５－２５４０
下山商工会	９０－２６０２
藤岡商工会	７６－２６１２

愛知県信用保証協会 西三河支店 業務第二課	０５６４－２５－２４３１
-----------------------	--------------